

## お知らせ

### 園芸作物の出荷拡大をする 農業者を支援

農業者などが園芸作物の出荷拡大を行うために導入する農作業用機械などに係る経費の一部を助成します。

**助成率** 4分の1（上限50万円）

**対** ①市内在住の農業者

②主として彦根市を拠点とする営農団体

**対象事業** 主として市内の園芸作物の出荷拡大に必要な農業用機械や施設などの導入に係る経費

※他の助成（国、県など）と併せて、本助成を受けることはできません。

※20万円以上であること

※耐用年数がおおむね5年以上20年以下であること

**受付期間** 6月1日(月)～同23日(火)

**事業の採択** 申込者多数の場合は、費用対効果の高いものを優先して採択します。助成金の交付は予算の範囲内とします。

**他** 詳しくは彦根市ホームページをご覧ください。

**問** 農林水産課

☎ 30-6118 FAX 24-9676

## 20歳になったら国民年金

国民年金は、日本に住んでいる20歳から60歳までの全ての人加入し、老後の所得保障のほか、不慮の事故（障害や死亡など）により生活の安定が損われることのないよう、保険料を出し合い、支え合う制度です。保険料の納め忘れがあると、年金が受け取れないこともありますので、保険料を納付してください。

基礎年金の半分は国庫負担であり、現在20歳の人でも納付した保険料以上の年金が受け取れます。

### 保険料の支払猶予制度

学生や収入が少なく保険料の納付が困難な場合は、「学生納付特例」「納付猶予」など保険料の支払いを猶予する制度があります。保険年金課、支所、各出張所で申請してください。

※学生納付特例の申請には、学生証（裏面に有効期限、学年、入学年月日の記載がある場合は裏面を含む）のコピーまたは在学証明書（在学期間のわかるもの）が必要です。

**問** 保険年金課

☎ 30-6136 FAX 22-1398

## 城南学区が「思いやりゾーン」に 高齢者を交通事故から守ろう

滋賀県警察では、お年寄りが関係する交通事故の発生が予測される地域を「思いやりゾーン」として、県内12の地域を指定して交通事故を予防していきます。

彦根警察署管内では、城南学区（戸賀町・小泉町・竹ヶ鼻町・西今町・野瀬町・宇尾町）が指定されました。

思いやりゾーン内で行われる交通安全教室などに積極的に参加していただくほか、警察官やボランティアなどが自宅を訪問し、交通安全・防犯指導をします。

**問** 彦根警察署交通課

☎ 27-0110（代）

## 労働保険年度更新手続 6月1日(月)～8月31日(月)

労働保険（労災保険・雇用保険）の年度更新手続は、令和元年度の確定保険料と令和2年度の概算保険料・一般拠出金（石綿健康被害救済法）を、申告・納付する重要な手続きです。最寄りの労働局、労働基準監督署、金融機関で早めに行ってください。

労働保険の手続きは24時間いつでも申請・届出可能な電子申請を活用ください。労働保険料の納付は口座振替や電子納付が便利です。

※労働保険の電子申請手続は「電子政府の総合窓口（e-Gov）」から行うことができます。

※電子申請のご利用には、マイナンバーカードまたは電子証明書の取得が必要です。

### 保険料などの納付猶予

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の収入に相当の減少があった事業主は、労働保険料などの納付を1年間猶予することができます（申請手続きにより納付猶予の特例措置が適用された場合）。

詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

**問** 滋賀労働局労働保険徴収室

☎ 077-522-6520

## 行政相談委員に ご相談ください



行政相談委員は、皆さんの身近な相談相手として、国の事務に関する苦情などの相談を受け付け、問題の解決や要望などを聞き、その実現を図るとともに、寄せられた意見などを、その後の行政運営に生かす役割を担っています。

「苦情や要望をどこに申し出てよいの分からない」「苦情を言いたいのが直接は申し出にくい」といった場合は、気軽にご相談ください。

市役所・支所での定例相談日や、各出張所での巡回相談日、登記・相続・遺言などについて専門職員・専門家が相談に応じる「行政なんでも相談所」の日程は、広報ひこねの毎月15日号の相談欄でお知らせします。

※相談は無料・予約不要・秘密厳守です。

### 彦根市の行政相談委員

吉持 和代さん（大藪町）

大橋 秀子さん（彦富町）

江畑 隆さん（平田町）

行政相談は、電話でも受け付けています。

**問** 総務省滋賀行政監視行政相談センター

☎ 077-523-1100

**問** まちづくり推進室

☎ 30-6117 FAX 22-1398

## 清掃センターへの ごみの搬入を控えてください

現在、市内から多量のごみが排出されており、清掃センターで処理できる量を超えています。

通常のごみ収集にも支障が出てしまうため、当面の間、ごみ等の搬入をお待ちいただける場合は、搬入を控えてください。

### ごみの量を減らすために

資源になるものはリサイクルしましょう。

▶食品が入っていたトレーなどは、汚れを軽くすすいで「容器包装プラスチック」に出しましょう。

▶新聞、雑誌、段ボールなどは資源回収に出しましょう。お住まいの地域で資源回収がない場合は、清掃センターに持ち込むか、スーパーなどの店舗回収をご活用ください。

▶清掃センターでは古着などの回収も行っています。

**問** 清掃センター

☎ 22-2734 FAX 24-7787